

アメリカにおける5ヶ年特別償却制度(1)

小 森 瞭 一

目 次

はじめに

I 「5ヶ年特別償却」を考える今日的意義

II 「5ヶ年特別償却」の歴史的沿革

- 1 第一次大戦期の5ヶ年特別償却
- 2 第二次大戦期の5ヶ年特別償却
- 3 朝鮮戦争期の5ヶ年特別償却
- 4 5ヶ年特別償却の原価性をめぐる論争

III 朝鮮戦争期の法律規定と用語の定義

- 1 1950年内国歳入法
- 2 1954年内国歳入法
- 3 特別償却の解釈をめぐる用語の定義

はじめに

昨今、わが国は戦後初めてという深刻な経済不況に見舞われている。戦後わが国の経済社会を引張って来た構造的枠組そのものの再検討の必要を迫られている。政府はこの構造的な不況を打開するため、再三多額の資金を投入して来たが、見るべき効果は今の所出ていない。景気を良くする有効需要の創出には、消費需要か投資需要を喚起するのが今日の経済理論の原則である。低迷する消費を刺激するため、所得税の恒久的減税が求められているが、後者の投資刺激策としては在庫投資よりも設備投資の方が波及効果が大きい。この民間設備投資の刺激に最も直接的で有効な刺激政策の1つとして、人為的に減価償却方法の耐用年数を短縮させる特別償却がある。戦後先進資本主義諸国でフィスカ

ル・ポリシーの一つとして種々の特別償却制度が生まれたが、その原型はアメリカの緊急期間に認められた「5ヶ年特別償却」と言われている。そこで、小稿ではこのアメリカの「5ヶ年特別償却」を第二次大戦時と対比させつつ、主として時間的に最も直近の朝鮮戦争期のそれを中心に見ていくことにする。

I 「5ヶ年特別償却」を考える今日的意義

現在、アメリカの税法上「減価償却」を規定しているのは1986年に制定された「修正加速原価回収制度」(Modified Accelerated Cost Recovery System…以下MACRSと略す)である。「修正」(Modified)されたのは、同じレーガン政権下での1981年に償却資産を4つに区分し、その償却期間を3年から最高18年へとそれまでの耐用年数を大幅に短縮させた「加速原価回収制度」(Accelerated Cost Recovery System…以下ACRS)を5年後に修正したものである。当時レーガン大統領は強いアメリカへと復権するため「経済再生法」を制定し、その一環として「経済復興税法」(Economic Recovery Tax Act)を導入して大胆な税制改革を行った。その中心は直接税中心の減税政策で、とりわけ法人税に関しては企業活力回復のため種々の投資刺激政策を用いた。その際、これまでの税法上の「減価償却」(Depreciation)の呼び方を変えて、「加速原価回収制度」(ACRS)とし、税法上にも新しい条文を書き加えた¹⁾。

従来、物理的・経済的耐用年数にわたって償却資産への投下資本回収過程を「減価償却」と呼んで来た。しかし、ACRSでは償却資産を回収資産、耐用年数を回収期間、減価償却を原価回収と呼び替えることにより、その原価回収期間を物理的耐用年数と切り離して少数の資産分類に応じて極めて政策的に(短縮して)決定されることを可能にした²⁾。それを明確に区分するため、あえ

1) 従来、内国歳入法第167条で減価償却に関して規定していたが、新たに第168条を設定し、原価回収制度の規定を定めている。1981年以降事業の用に供された減価償却資産に対してACRSを強制的に適用しなければならないことからACRSが税法上の減価償却方法と見なされる。

“The ACRS” *jour. of Accountancy*, Nov. 1981, p. 56.

2) ACRSの詳細については拙稿「1980年代におけるアメリカ減価償却制度」*経済学論叢* 第41巻第3号 pp. 449-452 参照。

て従来から用いられて来た「減価償却」という用語を変えて区別するようにしたと考えられる。それはこれまでの税法上の減価償却における耐用年数が資産の物理的・経済的使用可能期間と何らかの因果関係が求められたのに対して、ACRSの償却期間は極めて単純化された資産区分と共に、その償却資産の使用可能期間とは何ら直接関係なく政策的・人為的に決定されることを特徴づけるため、あえて「原価回収」と呼ぶことにしたと言える。償却期間の決定の妥当性は民間設備投資刺激という政策的意図に求められるだけであるので、時には余りにも優遇的であるため、産業・企業間にアンバランスや資産配分の歪みが生ずることもある。事実1981年の「経済復興税法」は優遇しすぎの批判を受け、1982年「税の公平と財政責任法」(Tax Equity and Fiscal Responsibility Act)で一部修正された後、1986年「公平・簡素・経済成長のための税制改革法」(Tax Reform Act for Fairness, Simplicity and Economic Growth)で全面改正され、それに伴い、ACRSはMACRSとなった³⁾。

1981年の「経済復興税法」は大幅な優遇措置による減税で批判を招いたため、1986年の「税制改革法」は極端な優遇措置を修正して課税ベースの拡大と税率引下げで財政負担を軽減した。この1981年にレーガン政権の「経済復興税法」で導入された原価回収制度は、現在のクリントン政権にも引継がれ、実体経済の回復と共に80年代の低迷から今日のアメリカ経済の繁栄を実質的に企業業績から支え、その収益力の向上と安定に大きく貢献して来たと考えられる。

このように、現在のアメリカ税法の償却制度である原価回収制度は、民間設備投資を刺激するという政策目的から、耐用年数が物理的理論的に関係して来た資産使用可能期間とは切り離して、極めて人為的政策的に、単純化されて償却期間を決める点に特徴がある。

この償却期間を人為的政策的に極めて短くすることにより民間設備投資を刺激し、国が直面している政策目的を達成させようとしたアメリカ減価償却史上

3) 1981年のACRSは資産区分4分類、償却期間3～18年であったのに対して、1986年のMACRSでは資産区分8分類、償却期間3～31.5年と加速度は緩和されている。op. cit. 拙稿 p. 456.

の最初で最大規模のものは、戦争または準戦時体制を意味する「緊急期間」に導入された「5ヶ年特別償却」である。そこで以下、小稿では、この「5ヶ年特別償却制度」を歴史的事象として民間設備投資刺激手段と位置づけて再検討する。

Ⅱ 「5ヶ年特別償却」の歴史的沿革

第二次大戦において「5ヶ年特別償却」(Five-years Amortization) または「60ヶ月償却」(60-Months Amortization) として広く一般に知られたアメリカにおける特別償却が税法上に現れたのは第一次世界大戦時にまで遡りうる。

第一次大戦および第二次大戦の両世界大戦中に立法化され戦争遂行目的のため軍需品生産設備の刺激を行って来た特別償却はアメリカの戦争経済とは切っても切れない関係にあり、まさに戦争の落とし子とも言われるゆえんである。その「5ヶ年特別償却」が第二次大戦後ふたたび認められるようになったのは、局地戦争化の現象を示した朝鮮戦争の開始による準戦時体制において民間軍需生産を刺激する目的であった。このような目的を共通にした朝鮮戦争に始まる緊急期間の特別償却をよりよく理解するため、両世界大戦時の5ヶ年特別償却をみることは必要なことと考えられる。

1 第一次大戦中の5ヶ年特別償却

第一次大戦時に採用せられた5ヶ年特別償却は、戦争目的のために高い価格で建設せられた設備は、当然それを使用する根拠が無くなれば、すなわち戦争経済が消滅したならば、無価値となり、スクラップ化してしまうから、戦後に確認せられる戦時設備に発生した財産損失を損金に算入することによって、間接的に財産的損失を戦時企業に補償せんとするものであった。その法的根拠は1918年所得税編超過利得税法⁴⁾に規定せられた。その後、税務上の取扱いの都

4) R. H. Montgomery, "Income Tax Procedure (1919)." pp. 585-588. 超過利得税法 第214条 a 項(9)及び第234条 a 項(8).

合上、具体的な会計手続を決めた施行規則が3回変更され、結局1921年歳入法で確定された⁵⁾。

1918年及び1921年の内国歳入法は対独戦争のための軍需品を調達するために貢献する生産設備に対して、1918年から1923年の間、税法上の課税所得計算の控除項目として「5ヶ年特別償却」が認められ、その規定の行政上の管理は内国歳入局が当たった⁶⁾。

対独戦争遂行に貢献する軍需品を製造するために、対独参戦日以降取得の設備に対して特別償却を行なうには、戦時工業局 (War Industries Board) により事前証明書 (Priority Certificates) を受ける必要があった。この事前証明書から類推されるように、第一次大戦時の5ヶ年特別償却は、内国歳入局の取扱の原則として建物や設備の取得原価と戦後に発生する設備の財産価値との差異を把握し、この財産的損失を特別償却総額と考え、損金として補償するという方式をとった。すなわち、課税計算上損金として計算される特別償却額を戦後の設備の資産価値の評価から逆算する方法でいわば事後的 (Ex-post) 分析法である点が特徴的であった⁷⁾。すなわち、第一次大戦の場合、戦時設備の戦後に発生する財産損失の補償を目的としたが、第二次大戦の場合は、戦時設備拡張目的の下に設備投資促進のため設備取得以前に承認した点で異なっていた。

償却可能な総原価は企業が有する設備の評価を行い、その評価額と設備の取得原価との差異によって計算されるため、1923年内国歳入局は、まず従来企業が有する設備の評価を行った。設備が売却、廃棄された場合は、その売却価額や残存価額が原価損耗分の決定に用いられた⁸⁾。

5) R. H. Montgme, "Income Tax Procedure (1921)" pp. 102-122.

イ 1918年 施行規則改正

ロ 1919年 施行規則改正

ハ 1921年 施行通達 (Tax Decision) による改正

6) E. C. Brown & G. Patterson, "Accelerated Depreciation, A Neglected Chapter in War Taxation," Quarterly jour. of Economics, Aug. 1940, p. 633.

7) J. P. Miller, "The Pricing Effects of Accelerated Amortization," Review of Economics and Statistics, Jan. 1955, pp. 10-17.

8) E. C. Brown & G. Patterson, *ibid.*

他方、その時点で所有中の資産の評価額は収益生産能力 (The Revenue-Producing Potential) に基づいて評価されるが、それは取替費 (The Cost of Replacement) よりも小さく、資産の売却額 (The Asset's Sale) や残存価額よりも大きくない範囲で認められた。このように戦後の資産価値評価が特別償却総額の大きさを直接左右するため、設備の将来の使用価値についての評価をめぐって企業と当局との間で混乱があった。戦時工業局により対独戦争遂行に貢献することの証明がなされる際、設備に生ずる戦後財産損失の特別償却総額の算定と課税所得算定における配分が問題となった。

収益生産能力の現在価値は設備の予想正常活動における生産能力に基づいていたが、1921-22年における実際生産能力が正常生産能力と見做された。1921-22年中に使用された平均生産能力以上の分は超過生産能力と考えられ、この超過分は戦争期間中に貢献した損失と考えられた。このような規定は戦争目的で製造取得された設備の使用に関する将来の価値を低評価するきらいがあった。というのは、かかる設備は所有者により終始完全操業しなければ、それらを取替えるに十分な費用回収が行えないという結果が暗黙に認められていたためである。

さらに、1921-22年の生産能力の評価に際して、1921年の生産高を使用したため損失額はさらに過大評価となった。というのは、1921年は不況の年であり、とくに発展に必要な諸条件を考慮する場合には使用上での価値は非常に低い数値となるので、収益生産能力から求められる資産評価額は低評価となる結果、損失額が過大評価となるきらいがあった。ある場合には、設備の評価額が無価値と評価されたため、全額戦争中に償却されたが、1923年にまだそれが使用される場合もあった。1926年の時点からみると、内国歳入局が設備の使用について戦後資産価値を計算する際に誤りを犯したことは明白であった。1926年に上院議員 Couzens を委員長とする上院調査委員会がもたれ、内国歳入局の活動調査を行った。その結果、当局により認められた取得原価を5ヶ年特別償却により全額回収したものの約半分が戦後においても使用価値を有しており、指定

期間以後売却または廃棄された設備に対してのみ5ヶ年特別償却を認めるように勧告している⁹⁾。

民間企業が取得した戦争設備の戦後評価に対する規定は、経済的減価消耗実際額のみを特別償却と認めることを意図したものであった。したがって、それは期間的には相当のタイム・ラグがあり事後的分析となるが、その行政上の管理運営がうまくいっていれば最も適切な課税所得の決定方法でありえた¹⁰⁾。内国歳入局が特別償却による免税の管理を誤った原因は、1918年内国歳入法の規定に欠点があったためではなかった。内国歳入法の法文は緊急期間中に発生した戦争設備の経済的陳腐化の実際適正額を課税所得計算上控除しうることを認めると明文をもって示している。問題は実際の経済的陳腐化の把握の具体的方策にあったのであって、生産費として原価に含めることが認められる実際の経済的減価消耗分以上に特別償却として税法上引当金を設定することは、とりもなおさず第一次大戦における設備投資に対する補助金を企業に与えることに他ならなかった。

1918年の内国歳入法における5ヶ年特別償却は戦争設備拡大の刺激策としてはその有効性に相当疑問がある。なぜなら、それは戦争が終わり投資決定が行われて後、戦後資産価値の評価から5ヶ年特別償却額が逆算されるため、前もって企業は軍需生産のため生産能力を拡大すれば5ヶ年特別償却によりどれ程税控除を受けることが出来るかを知ることが出来なかった点にある。したがって、生産物価格決定に際して原価として含めうる減価償却はどれだけかについての法文規定もなく、またその額も未定のため、実際多くの製造業にとっては5ヶ年特別償却を価格決定要素として確定的には考えることが出来なかった¹¹⁾。第一次大戦中の5ヶ年特別償却申請額の規模は控え目で、その総額は約6億5千万ドルと推定せられている。この総額は鉄鋼業に約38%、造船業に約

9) Senate Report No. 27, 69th Congress, 1st. Sess. (1926) p. 132.

10) E. C. Brown & G. Patterson op. cit., p. 635.

11) E. C. Brown & G. Patterson op. cit., p. 634.

18%、機械工業に約34%、弾薬、航運、鋳業、石油・アルミ化学薬品業に残り10%と配分されていた¹²⁾。この産業別分布も非常に不均衡なものであった。例えば、製糖機械は5ヶ年特別償却の対象に認められたが、鉄道は、戦争遂行に貢献する製品の製造の為に取得せられたものでないと言う理由で否認されていた。

また、5ヶ年特別償却の配分方法は戦争終結に伴う財産的損失を税率が高い戦時の年度に遡及してその高い税率を乗じて、すでに払込まれた納税額から払戻すやり方を採用していたので、税率の高い年度に多く配分する方が払戻される税額は大となる。このことは企業の租税回避政策に流用されたのみならず、莫大な戦争利潤を吸収する政策は実質的にその効果を発揮しなかった。これについて次のように言われている¹³⁾。

「会社が脱税した第3の方法（…第1の方法は諸経費を増加するやり方、第2の方法は会計資料を手加減するやり方である。…）は戦時支出償還を利用するやり方である。この償還とは、政府が平時の必要以上に工場を増設した諸会社に対して、その租税の一部を払戻して補償したことを示す。これは議会が認めた制度であって、それ自体としては違法ではなかったのであるが、この制度に纏わる多数の詐欺的請求が報告されている。総額にして約5億ドルが諸会社に払戻しされたが、これらは大抵、アンドリュウ・メロンが財務長官の地位にあった時代になされたものである。70社中、10社が総額1億5千万ドルを請求した。ある委員会は、償還目的で会社になされた払戻しの約半分は違法である旨報告した。

議会のある委員会は5百万ドルを超える償還をすべて調査する義務を負っていたが、この委員会の共和党委員は、全員起立投票で委員会の議長に投票委任状を与えて、財務長官の裁定を認めることとした。このようにして戦争によりすでに巨大な利潤をあげていた多数の会社が納めた税金の

12) G. Terborgh, *Amortization of Defense Facilities*, M. A. P. I. Chicago, 1952, pp. 20-21.

13) E. H. Sutherland, *White Collar Crim*, Irwin, New York (1949). 平野・井田訳「ホワイトカラーの犯罪」p. 175.

相当部分を取り戻したのであり、したがって、戦争について自分の割り前だけの負担をしなかったと言う訳である。」

2 第二次大戦中の5ヶ年特別償却

第二次大戦中の5ヶ年特別償却は、税法上では「緊急施設の特別償却控除」(Amortization Deduction of Emergency Facilities)と言われている5ヶ年特別償却であった。

その法的背景は1939年内国歳入法第124条 (1939 Internal Revenue Code § 124) において規定せられ、施行は1940年第二歳入法 (Second Revenue Act of 1940) に始まり、1942年歳入法 (Revenue Act of 1942) に一部改正されて後、終戦の1945年9月に廃止されるまで続いた¹⁴⁾。

これは国防生産に必要な設備への民間投資を促進するために採用せられたものであるから、その対象も資産一般でなく緊急施設 (Emergency Facilities) に限定されていた。このいわゆる、「緊急施設」とは税法によれば、非常期間 (1940年1月1日～1945年9月29日) 以内に建設され、それについて証明権限をもっている (Certifying Authority) 官庁である戦時生産局 (War Production Boards) によって国防上の利益のために必要である旨の必要証明書 (Certificates of Necessity) を交付された土地、建物、機械及び装置もしくはその一部であると規定している¹⁵⁾。この場合、注目すべきは非減価性資産である土地が、緊急施設になっていることである。もちろん、農地をも含む土地一般でなく、例えば、飛行場、物資集積地、自動車置場、生産拡張のために購入した土地等のように何らかの形で国防生産に関連する土地に限定される。

次に、この期の最大の特徴である計算方法は、前述の緊急施設について、その「財産の物理的状态については、全然考慮する事なく」¹⁶⁾ 残存価額零で5年間に定額償却するいわゆる5ヶ年特別償却である。したがって、実際には20年

14) 加藤 清「米国の内国歳入法」(税法学) S. 28.5. 31-36ページ。

15) T. E. Jenks, "Amortization of Emergency Facilities," Texas, Nov. 1950, p. 108.

16) W. A. Paton, "Accountants' Hand Book," (1951. 3rd) p. 769.

及至40年も使用しうる設備であっても、ひとたび必要証明書が交付されれば、税務計算上5年間に証明額の全額が償却出来る。

第二次大戦の場合その勃発時、政府が戦争設備能力拡大の多くを計画しなければならぬことは明白であった。真珠湾攻撃以来、諸条件が余りに突発的な打撃にショックを受けていたので、戦争設備が早急に必要とされたにもかかわらず、民間企業は十分な供給量を適当な時期に提供し得なかった。もとより、設備拡大が自由競争体系の内で個別企業により最大可能量まで調達されることは政府も望む所であったので、特別償却規定が議会で慎重審議される議題となった。民間企業に対して有効な生産刺激をするための特別償却を立法化する場合、戦時体制がどれほど長く継続するかについての不確実性にまず考慮が払われねばならなかった。そのため、第一次大戦中において戦争目的の生産設備拡張に制限的な影響を与えた5ヶ年特別償却額の決定の遅れは立法者にとっては真剣に取り組みねばならぬ点であった。他方、第一次大戦の場合のように原価要素として無制限に契約価格の中に減価償却コストを入れることを認めることは有用設備への有効な刺激とはなっても妥当な価格であるとは考えられなかった¹⁷⁾。課税所得計算上、正常に(Normally)に計算された減価償却額までを生産物の原価算定に使用しても良いという点で一致していたが、もしこの正常償却(Normal Depreciation)しか生産物価格決定において認められないならば、課税面の優遇という点からも第一次大戦の場合よりも第二次大戦の方がより一層投資刺激を有効とするため魅力ある特典を与えることが必要であった。1940年第二歳入法は政府承認の必要証明書の交付を条件として、国防上必要と認められた生産設備の取得価額全額に対して、課税所得計算上5年間(戦争期間がそれよりも短い場合は戦争終了時)で償却することを認めたが¹⁸⁾、5ヶ年特別償却導入による刺激が価格へ与える影響よりも課税所得の計算面が重視され、必要な戦争設備への投資拡大刺激手段として選択された点に注目する必要

17) E. C. Brown & G. Patterson *ibid.*

18) R. W. Lindholm, "The Impact of Accelerated Depreciation," *National Tax Jour.*, June, 1951, p. 180.

がある。このことは議会を通過したままの法文をみると、緊急施設で生産された国防生産物に対する契約価格には、「正常償却」以外の何物も含むべきでないという条件をつけていたことから判る。

「正常償却額」以上の額を減価償却費として政府への軍需品買上価格算定基準に含めることは、議会の意図する所ではなかった。もし5ヶ年特別償却が原価の中に含まれるとすれば、それは契約価格を上昇させることになるため、政府が国防設備による契約で利害が害われていないということを企業が保証し、また知らせる必要があった。この規定実施に伴う行政手続として、1940年に「非償還証明書」(Non Reimbursement Certificate)と「政府保護証明書」(Government Protection Certificate)が法律で定められた。「非償還証明書」とは政府の軍需品調達局が契約者は正常償却以上の設備原価を政府への生産物供給価格を通じて償還されていないことを確認したものである。政府が特別償却出来る設備をもつ契約者に特別償却額を回収するような収益を直接または間接に支払う場合、5ヶ年特別償却資産に関する政府の利益が、償還(Reimbursement)を定めた契約の中において保護されていることを示す政府保証証明書が必要とされた。しかし、これらの証明書の処理過程が非常に長時間を要したため、その使用はその後間もなく中止された。これらの証明書の添付は中止されたが、軍需調達事務官(Procurement Officer)は企業との契約時にはなお5ヶ年特別償却は生産物原価の中に含まれるべき項目ではなく、「正常償却」のみが認識されるべきであると指摘した。このような背景には軍部施行規則(War Department Regulation)がその考えを次のように具体的に規定している所に基因すると考えられる¹⁹⁾。

「(必要証明書により認められた)設備の使用を含む契約を交渉する場合、……その価格は設備の正常償却額のみを含む基準に限定し、第124節により税法上認められた特別償却率を含めない。換言すれば、契約者は軍需品の購入契約の場合に算入される原価の中には5ヶ年特別償却を含めてはならず、正常償

19) U. S. Army Procurement Regulation, Par. 238. 1.

却を超過する額は正常利潤 (Normal Profit) から控除しなければならない。」さらに軍費用役監査人 (The Armed Services Auditor) は生産物コストの中に5ヶ年特別償却を含めるべきでない方針を堅持しつづけた。しかるに、1943年の再交渉法 (Renegotiation Act) により、特別償却は再交渉の過程で原価として認めるべきであると改められた。すなわち、再交渉法の規定によると、税務計算上控除することが認められたすべての原価は再交渉 (Renegotiation) 段階においてその全額が契約価格の中に含まれることとなった。その結果、全額回収された戦争設備をもつ企業にとって、償却後も使用しうる場合は補助金を贈与されたことになる。また、1940年の歳入法の規定は5ヶ年特別償却額の算定基準を取得原価としたため、戦争終了後の設備の実際経済価値測定による財産損失分とは無関係となり、したがって事前的に償却額の計算が可能となった。それは、第一次大戦時のように軍需生産設備の経済価値の吸収を目的としたものではなく必要な設備拡張を充分補償する恩典を与えることにより、投資を刺激する点に重点が置かれたためであった。この際、5年間という期間はまったく任意に選択されたものにすぎない。設備が戦争目的遂行上必要とすれば、戦争末期の設備の価値や生産設備の種類にかかわらず、取得原価全額の証明書が交付された²⁰⁾。このように第二次大戦中の特別償却は純粋に贅沢品を除くほとんどの製造業者に対して認められ、投資刺激を目的とし、戦後資産価値の評価とは無関係に取得原価の全額に対して認められ、1943年には政府の買上価格の中にも認めることも認められた。

再契約過程で5ヶ年特別償却が原価として認められるのが一般化してから、5ヶ年特別償却に対する批判は激しくなった。第二次大戦中に承認された5ヶ年特別償却額は総額で約73億ドルであった²¹⁾。その中、57億ドルが実際に使用され、申告時に提出されている。1948年初頭、国防計画 (National Defense Program) を調査した上院特別委員会の Brewster 会長は必要証明書により与え

20) 第二次大戦末期には100%以下の証明書も発行されている。

21) Memo. from Treasury Dept. Hearings before Joint Committee, on Defense Production Progress Report No. 8, p. 429. (J. P. Miller op. cit., p. 11)

られた合法的利益は驚く程ではないと述べている²²⁾。民間投資全体約230億ドルの内、政府の直接投資が約170億ドルあったことからみて、そのような結論が出たのかも知れない。しかし、緊急設備に対する需要の急激な増加のため、設備購入価格が上昇していたという点を考慮すべきである。

3 朝鮮戦争期の5ヶ年特別償却

1950年に始まる朝鮮動乱は、ふたたび国防生産に必要な設備への民間投資の促進を必要とした。ここに前大戦における「緊急施設の特別償却控除」の焼き直しとも言えるべきものが1950年歳入法 (The Revenue Act of 1950) によって再び採用せられた²³⁾。その後この朝鮮戦争時5ヶ年特別償却は、1954年内国歳入法第168条 (1954 Internal Revenue Code §168) にその法的根拠を置くこととなった²⁴⁾。

既述のように、この期間 (1950年以降) の5ヶ年特別償却は第二次大戦中のそれと同一範疇に属するもので、基本的な差異を分析することはやや困難であるが、両者を比較しつつ、この期の5ヶ年特別償却の特質を明らかにしよう。

まず特別償却の対象規定の弾力性から生ずる償却対象の範囲について両期間の間に差異が認められる。第二次大戦時も朝鮮戦争期の5ヶ年特別償却も共に税法上設備の「取得原価もしくはその一部」²⁵⁾が緊急施設として特別償却の対象とされるのは既述の通りである。この税法の条項に関する限り、設備原価の100%以下について特別償却が認可される含みがあった。

したがって、5ヶ年特別償却の認可に当たり証明の権限を有する官庁当局がこの弾力的条項に従い、特別償却の認められる割合に差をつける可能性が税法の文言解釈の中に含まれていた。

22) Senate Report No. 440, 80th Congress, 1st Sess (1948), p. 233.

23) Internal Revenue Act of 1950. Sec. 124A. その施行規則 (Regulation) は1950年10月12日の施行通達 No. 10172 により、国家安全資源局 (National Resources Board) から1950年11月1日に公布施行された。(R. W. Lindholm, op. cit., p. 180)

24) 加藤 清 前掲論文 36-38ページ。

25) T. E. Jenks op. cit., p. 108.

このことが第二次大戦と朝鮮戦争期のそれとの現実的差異をもたらしている。すなわち第二次大戦中においては大抵の場合、100%の特別償却を認めるのが普通であった。ここで大抵の場合と断ったのは、2、3の例外があるからである。例えば、第二次大戦後期において設備原価の35%のみを証明し、法廷もこれを支持した U. S. Graphite Company 対 Sawyer 事件があった²⁶⁾。かかる例外があるにしても、第二次大戦中において、100%特別償却が一般化していたのに対して、朝鮮戦争期になるとその当初から証明権限官庁である国家安全資源局 (National Security Resources Boards) は設備原価の100%より、やや少ない割合の特別償却しか認めず、1951年より国家安全資源局に代わって監督官庁となった国防動員本部 (Office of Defense-Mobilization) は一貫してこの「部分特別償却」(Percentage Amortization) を認める政策をとった²⁷⁾。この割合は全産業平均で1951年4月現在70%と報告されている²⁸⁾。

これまで特別償却の期間は5ヶ年間として来たが、特殊な場合には、さらに5年以内への短縮が行われたことに注意しなくてはならない。

第二次大戦時の特別償却を規定した1939年内国歳入法第124条によると、非常期間が終わってもなお、緊急施設が全額償却されず未償却残高が残る場合には、この未償却残高は、一時に償却し去ることが出来るとされている。

したがって、非常期間の終結が1945年9月29日、大統領によって宣言された時に未償却残高がある緊急施設、解りやすく言うと、特別償却を始めてから5年未滿の緊急施設に対しては、5年より短い期間に再計算することが出来た。この特別償却期間の5年以内への短縮を特別償却の「引き戻し」(Squeeze-back) と言うが、これは1954年内国歳入法第168条には規定されていない。すなわち、朝鮮戦争期以降においては、特別償却の「引き戻し」は税法の規定から削除され廃止された。その代わり5ヶ年特別償却の中断とも言うべき規定が

26) T. E. Jenks op. cit., p. 106.

27) T. E. Jenks op. cit., p. 107.

28) U. S. Dept. of Commerce, "Accelerated Amortization and Private Facilities Expansion." Survey of Current Business, May, 1951, p. 12.

付加された。非常期間後における緊急施設の未償却部分は、さらに特別償却を受ける資格はないものとされ、通常の減価償却が以後適用されることになっている²⁹⁾。以上のほか、次のような差異が見られる。

- (1) 設備売却による利益は正常償却が行われる場合を再計算し、その結果との差額(超過額)に対して普通所得税率を適用する。
- (2) 第二次大戦時までは課税所得の計算における税務計算上の優遇措置を重視したのに対して、朝鮮戦争期においては価格効果に対する影響が関心のまとであった。
- (3) 必要証明書が認められた額を業種別にみると、第二次大戦中は鉄道業を中心としたのに対して朝鮮戦争期においては鉄鋼等基礎素材製造業が中心となっている。

朝鮮戦争期の5ヶ年特別償却計画では、議会の小委員会で特別償却についての公聴会を開き、一部実施上の変更を行った後、9ヶ月経過するかしないうちに、1950年後半及び1951年前半で取り扱われたような特別償却が「政府のタナから落ちた最大のボタ餅」(The Biggest Bonanza that ever came down the Government pike)との批判をあげはじめた。

新聞雑誌はこの言葉を産業に権利を与えた管理行政上の政府機関を目指して批判的論文の文句として使用した。それらの批判は5ヶ年特別償却の概念そのものを問題とするのではなく、また特殊な投資刺激を提供する必要性に対するものでもなかった。むしろ、それは緊急期間中資産の経済的有用性の可能な償却期間以上にわたって利益を与えるため、刺激の範囲拡大により生ずる表面的な不公平性に対してであった。とくに、第二次大戦時の場合の欠点を補うため考えられた取得原価の一定割合を特別償却に付する部分償却は、その実際行政上の問題としてその割合の決定の管理方法が不適切であったことがあげられた。この部分償却の割合についての不公平さに対して不満をもつ一部論者は、特別償却に代わる政策として設備の国有化や設備拡大から生ずる損失に対する政府

29) U. S. Dept. of Commerce, *ibid.*

補償計画を提案した³⁰⁾。さらに、特別償却規定に対する政府当局者の間での解釈や見解において不一致が見られたことにも批判を招いた原因があった。すなわち、第二次大戦中において根本的な解釈が計られないまま、朝鮮戦争の期間になってふたたび再燃したのは5ヶ年特別償却を原価として生産物価格の中に含めるか否かという問題であった。

4 5ヶ年特別償却の原価性をめぐる論争

5ヶ年特別償却を原価に含め、政府納入価格の中に含めるかという問題は国防計画実施過程で政府の各省、局、部の担当者が一定の方針で統一しなければならぬ問題であった。朝鮮戦争勃発以来14ヶ月以内においては国防生産に従事する5ヶ年特別償却をコストに算入するか否かに関しては、ほとんど意見の一致は見られなかった。1951年再交渉法 (The Renegotiation Act) の第103節(f)は次のように述べている³¹⁾。

「本省との契約及び付随契約から生ずる利潤という語は、このような契約や付随契約で受入れた収入額が過去及び将来において発生し、配分された費用の額を超過する部分をいう。(所得税を除く)内国歳入法第1章の控除または除外項目として認められる項目には、このような契約や付随契約で認められる範囲までは原価項目として算入することが認められるべきである」と。

5ヶ年特別償却は1951年の再交渉法の発効により課税所得計算上控除項目となったので、政府買上契約の生産物価格の中に原価として含まれることになった。

国防省 (The Department of Defense) は再交渉法に同意の意を示し、全額引当てすることを次のように勧告した。「5ヶ年特別償却は法により定められ、また部分償却原理を継続せしめるため、再交渉過程で価格の中に含まれると同

30) J. P. Miller, *op. cit.*, p. 15.

31) Public Law G, 82nd Congress, 1st Sess. (1951). これは1943年法に倣った点が多い。

様に、当初生産物価格算定 (Initial Product Pricing) に際しての生産物価格の中にも全額入れるべきである。これにより当初価格算定と再価格算定 (Re-pricing) との政策の間に継続性が認められることになる。³²⁾

必要な資材を提供する責任をもつ国防省は生産調達を容易にするためこの立場を支持し、すでに1951年は証明された設備の1年当たりの特別償却割合20%全額を生産物コストに算入している。国防省のこの声明が公表されると同時に、1951年3月国防計画のあらゆる面で国防費用を出来るだけ低く押さえようとする国防生産管理局 (The Defense Production Administration) の W. H. Harrison 局長は5ヶ年特別償却が国防契約上原価要素として認められるべきでないということを Hardy 議会調査委員会で次のように証言した³³⁾。

「私は5ヶ年特別償却費の費用化により生ずる原価が現在の原材料購入者が考えるものを指しているとは考えられない。……例えば、アルミニウム購入契約を交渉する場合、その契約でのアルミの購入価格とはアルミの平均市場価格を示していることであるといわれて来たことと記憶している。」と。

この Harrison 氏の弁明は国防生産局は勿論その上の上部機関で国防動員の全面的政策施行権限をもつ国防動員省 (The Office of Defense Mobilization) を代表するものと考えられる。Harrison 氏は Hardy 委員会に出席して間もなく国防長官 Marshall に対しても原始価格決定 (Original Pricing) または交渉 (Negotiation) 時に適用される政策 (……特別償却を原価に含めない方法……筆者注) をとるように全政府契約締結者に命令するよう示唆した³⁴⁾。

また、価格安定局 (The Office of the Price Stabilization) は価格統制による生産物に対しては価格面での援助を行なうが、原価算定の減価償却としては正常

32) Dept. of Defense, Statement on Problems surrounding the program for Amortization of Emergency Facilities, Washington D. C., April. 1951, p. 9.

33) Hearings before a Subcommittee of the Committee on Expenditure in the Executive Dept., H. R. 82nd Congress. 1st sess. (1951), p. 33.

34) "Threat to Quick write-offs" Business week No. 1132 (May 12, 1951), p. 144.

償却しか認めない政策をとり、また種々の法的団体も料金決定に際して、鉄道や公共事業の緊急設備の減価償却に関しても同様な態度をとった。

これに対して、国防省は必要証明書はありうべき真正償却 (Probable True Depreciation) に対してのみ認めているはずであるから、原始価格交渉 (The Original Price Negotiation) でそれを控除項目とするのは根拠ある基準によったことになり、証明書を交付する権限をもつ国防生産管理局は必要証明を再交渉法 (The Renegotiation Act) の下で真の経済的原価配分となる割合を示す法的責任が暗黙裡にあると反論した。

国防生産管理局はかかる責任はないと否定し、なお過大償却要素が含まれる点を指摘した。

議会の議事録から原価の中に入れる償却費に正常償却か真正償却か特別償却かのいずれを選択するかを定めた箇所を見つけることは出来ない。これは議会が主として設備投資刺激のため、特別償却の租税面の優遇措置のみを配慮し、生産物コストの算定に際して使う原価要素の側面を見逃して来たことにもよる。国防省の会計政策主任コントローラー (Deputy Comptroller for Accounting Policy) である H. W. Bordner 氏は「国会の小委員会の議員を含め多くの人々が論理的には価格の問題が最初生じて来たにもかかわらず、緊急設備に関する価格の問題は最近まで知られていなかったことは驚くに足らない。」と述べていることから判かる³⁵⁾。

このように1951年の春から夏にかけて生産物価格決定に関心をもついくつかの政府代理機関、再交渉に関心を示す個々の局 (The Independent Board)、計画の遂行に関心をもつ国防動員省 (The Office of Defense Mobilization)、課税に関心をもつ財務省、価格安定を目指す価格安定局などの政策や利害に対立が生じた結果、論争終結のため意見統一が必要とされた。

他方、企業はこれまで一般に認められて来たいくつかの協定価格で5ヶ年特別

35) H. W. Bordner, "Defense Dept. Policy in Use of Accelerated Amortization as a Cost in Contracts" Jour. of Accountancy Feb. 1953, p. 180.

償却額の原価回収が認められて来たことを主張した。そこで、1951年8月14日政策的統一を計るべく国防動員省長官 C. E. Wilson は次のように規定した国防動員令第11号 (Defense Mobilization Order No. 11) を明らかにした。

「契約価格算定の原価計算目的のため、5ヶ年特別償却は証明割合が取得後5年後の有用性に見積額に基づいて計算される額まで控除することを認める。その他刺激するために資する5ヶ年特別償却の割合は契約価格中の原価要素に含めることは認められない。」³⁶⁾

この命令が出てから60日間は必要証明書がまったく発行されない猶予期間中として、全5ヶ年特別償却計画が再検討され、約70億ドルに達する2,400件の設備投資計画がその後に承認された。この命令が公布され、その結果が研究された後 Wilson 長官は1952年2月14日国防生産管理局に次の文書を送った。

「必要証明書が経済的有用性の減少以外の考慮から出ている割合に対しては5ヶ年特別償却額が政府の買上契約の価格決定において費用として認められないであろう。……設備の緊急期間後の有用性を正確に評価することは出来ないにもかかわらず、設備が平和経済時において有益と考えられる範囲に関して合理的な判断に到達することが出来る。例えば、平和目的のため使用することが出来ないような場所にあるジェット・エンジン工場は緊急期間後の有用性は零と仮定される。他方、現在軍需設備を供給するため使用されている多くの設備は平和経済においても少ない転換費用で十分有効に使用することが出来る。……契約者は、契約価格の交渉時に5ヶ年特別償却を考慮することを求める権利があり、また契約交渉は再交渉に優先することを認識しなければならない。特別償却割合が全調達期間を通じて使用されるよう決定されなければ、最も異常な場合を除いては、現在の諸困難は残りつづけるであろう。」³⁷⁾

この Willson 長官の指摘による見解は、基本命令 No. 11 を補足する個別通

36) Dept of Defense, Defense Mobilization Order No. 11, Washington D. C., Aug. 14, 1951, p. 1.

37) Letter from C. E. Wilson to M. Fleischmann (Feb. 14, 1952), J. P. Miller, op. cit., p. 14.

達 No. 1 として国防動員省により補足された。この新通達は1952年7月21日に発行され、次のように定めている。

「契約価格決定の際の原価計算目的のため緊急期間中合理的に発生しうる特別陳腐化を含めて真正償却 (True Depreciation) が控除されるべきである。『真正償却』以上の5ヶ年特別償却は税務計算上の特別償却に含まれていようとも協定価格の原価の一要素として控除することは出来ない。」³⁸⁾

上記の通達による補足の結果、原価要素に関する契約価格の問題はほぼ解決した。1951年及び1954年改訂による再交渉法 (The Renegotiation Act) は変更されず、5ヶ年特別償却は全額必要原価として算入することが認められた。

したがって、5ヶ年特別償却は課税所得計算や再交渉時において控除項目として認められるが、当初価格交渉 (Original Price Negotiation) や再決定 (Redetermination) では控除出来ない。「真正償却」は価格協定で採用され、5ヶ年特別償却は再交渉 (Renegotiation) で控除が認められるが、原価が利潤へ及ぼす影響や生産活動への刺激については未確定であった。

Ⅲ 朝鮮戦争期の法律規定と用語の定義

1 1950年内国歳入法

第二次大戦中の5ヶ年特別償却は1940年初頭の第二歳入法 (The Second Rev. Act of 1940) により立法化されていた。第二次大戦が終わって間もない1945年9月29日に、時の大統領トルーマンは、5ヶ年特別償却が目的としてきた緊急期間 (The Emergency Period) の終了を宣言したので、5年に達しない緊急設備は、多くの場合1945年9月30日を終わりとする特別償却費の再計算が認められ、一応第二次大戦中の特別償却はその時点で効力を止めた³⁹⁾。第二次大戦後、数

38) Dept. of Defense, Amendment No. 1 to Defense Mobilization Order No. 11, Washington D. C., July 21, 1952, p. 1.

39) E. L. Grant & P. T. Norton, Depreciation, Ronald Press, (2nd ed.) pp. 236-237.

年間米ソの間のいわゆる冷たい戦争は1950年に南北朝鮮国境において熱いものとなった。このため米国政府は、第二次大戦のような国民全体の戦争ではない局地戦争に対しての軍需生産への刺激のため、ふたたび5ヶ年特別償却を認めた。すなわち、1950年歳入法 (Revenue Act) は内国歳入法第124節(A)において、国防緊急設備として必要証明書により証明せられる施設及び機械装置等の有形固定資産の償却を、当資産の実際の耐用年数とは無関係に、5ヶ年にて償却することを認めた。その実施要領を定めた規則 (Regulation) は、1950年10月12日の通達 (Executive Order) 第10172号として具体化され、国家安全資源局 (The National Security Resources Board) により同年11月1日より施行せられた⁴⁰⁾。

この5ヶ年特別償却の採用は、1950年1月1日以降の設備投資を対象として、それ以降の緊急設備への民間設備投資刺激を意図したものであった。5ヶ年特別償却の適用は納税者である各企業の選択により何時でも止めることが出来るが、ひとたび停止するとその資産に対してふたたび適用することは認められない。第二次大戦中のそれを戦時経済における5ヶ年特別償却とするのに対して、この1950年に規定された5ヶ年特別償却を国防経済 (Defense Economy) における緊急設備の拡大刺激政策として考えられる。またそれは、平和経済における投資刺激政策の萌芽の実験あるいは戦時経済下に生まれた5ヶ年特別償却を平和時において経済の景気刺激政策として応用するに至る過渡的段階と考えられる。いわば戦争の落とし子ともいえる5ヶ年特別償却が戦後の平和経済における減価償却政策へと脱皮していく過程でもあった。

2 1954年内国歳入法

1950年内国歳入法第124節(A)で定められた5ヶ年特別償却は前述したII章4節の論争を経た後、1954年内国歳入法の整備改訂に際して整理総合された上、1954年内国歳入法第168節の緊急設備の特別償却の規定になった。

この整理総合された内国歳入法における特別償却は最も直近に完成された法

40) R. W. Lindholm, *op. cit.*, p. 181.

文規定であるので、原文に沿って見ることにする⁴¹⁾。

1954年内国歳入法，所得税編，第1章，通常税及び超過税，序，法人企業課税所得，第4部，個人及び法人企業の控除項目，第168節「緊急施設の特別償却」においてわれわれが問題とするいわゆる「5ヶ年特別償却」について次のような文言で規定されている。

第168節. 緊急施設の特別償却

A 原則

納税者はその選択により次のD項に定義された緊急設備の調整後基準 (The Adjusted Basis) に対して60ヶ月間という特別償却による償却費を控除することが出来る。かかる特別償却費は課税年度中の60ヶ月間，毎月の額は各月末における設備の償却範囲額を（償却額を計算した月を含めて）60ヶ月のうちの残存月数で割った額に等しくなる。各月末におけるかかる償却範囲は，その月の特別償却費を考慮しないで計算される。F項に示された範囲を除いて，各月の特別償却額は第167節に示された各月の緊急設備に関する減価償却費の代わりである。60ヶ月という期間は納税者の選択によりどの緊急設備に対してもその設備が完成及び取得した月の翌月または次の事業年度のいずれからでも開始しうる。

B 特別償却の選択

納税者が特別償却を行なうか否か，60ヶ月間の開始期をその設備の製作または取得時の翌月とするか翌事業年度とするかについては財務長官 (Secretary) またはその代理機関 (Delegate) が規則により，選択の報告方法，報告形式，報告時に書類により行なう。

C 特別償却の中止

A項で示された特別償却を行なうためB項で特別償却を行なうべく選択した納税者は，かかる選択を行った後いつでも特別償却期間の残りの月に対し

41) U. S. Internal Revenue Code of 1954. An Act to revise the Internal Laws of the U. S. Public Law No. 591.

て特別償却を行わないことが出来る。かかる中止は財務長官または代理機関に、その中止月の前に書類で通知することにより翌月初から始めることが出来る。第167節に規定される減価償却費は、特別償却が適用されなくなった最初の月から控除が認められるが、納税者はかかる緊急設備に関してふたたび特別償却を行なう権利はない。

D 用語の定義

(1) 「緊急施設」 本節において「緊急施設」という語は1949年12月31日に終わる事業年度以降において建築、再建、建造、設置、取得した施設、土地、建物、機械設備またはその一部で、E項の下で必要証明書を受けたものを言う。本パラグラフに規定する必要証明書が、特別償却開始年度の申告書提出以前に認められなければ、特別償却は課税年度の緊急施設に対して認められない。

(2) 「緊急期間」 本節において「緊急期間」という用語は1950年1月1日からE項に定められた必要証明書が与えられた緊急設備の相当部分の効用が国防利益にもはや必要でないと大統領が声明した日付に終わる期間をいう。

E 緊急設備の償却範囲額の決定

(1) 償却範囲には(本節で関係なく計算された)設備で、1949年12月31日以降、建築、再建、建造、設置、取得されたもので、行政命令(Executive Order)で大統領により緊急期間中、国防利益に必要と認めるといふ証明書が与えられた額であるが、当局がその一部に対してのみ国防目的に貢献すると認めた場合はその一部についてのみに限られる。かかる証明は大統領の承認によりその権限が立証されることにより時々改定される。必要証明書の申請は規則により証明権限ある当局により定められた時及び方法で書類を提出しなければならず、かかる証明は1951年3月24日以前か、建築、再建、建造、設置の開始後6ヶ月経過日と取得月日とのうちいずれか遅い方までに書類で申請しなければその効力は発生しない。

(2) (1)で示された必要証明書が交付された緊急施設の完成または取得後

(かかる施設の価値を増し、完成または取得後の期間に属する) 建築, 再建, 建造, 設置または取得以外の支出はかかる必要証明書に含まれるが, (1)により別に必要証明書が与えられたものについてはこの設備の償却範囲の中に含まれない。ただし, 個々の償却範囲はあたかもそれが新設のまったく別個の緊急施設であるかのごとく(1)により計算することが出来る。

F 減価償却費

(本節に関係なく計算された) 緊急設備の償却範囲がC項により計算された償却範囲額以上であれば, 第167節で規定された減価償却費は本節A項の規定にかかわらず, かかる緊急設備に関しては普通償却費計算目的での償却範囲額はその超過額と等しい額まで認められる。

G 設備の未償却高に対する政府補償

もし, 緊急設備に対する支出が納税者の総所得計算の場合に正しく費用化され, またかかる支出が下記(1)に規定された通り証明を得たものとすれば, 納税者の選択で次の控除額は課税年度の申告書上に含めることが出来る。

(1) 控除される各月の特別償却費は (A項で計算された各月の控除額の代わりに) 控除額に等しくなるまでは出来るが (各月の特別償却費に関連なく計算された) 各月末における緊急施設の償却範囲を超えることは出来ない。この項で規定された支払額は大統領が定める規定により大統領から与えられた証明書の権限により必要証明書に示された支払額を次の理由で緊急設備の未償却原価として納税者に補償するために支払われる。

理由

- i) 緊急設備の使用を含む政府との契約はその期限 (It's Terms) や廃止 (Cancellation) により終結する場合。
- ii) 納税者は (設備の使用を含む政府との契約の規定や, 政府当局の文書または口頭による見解で) 今後の契約に含まれない設備の使用を含む将来の契約を見込んだ合理的な理由を有する場合。
- iii) 緊急施設に関して納税者が特別償却の承認を受けられない場合。

第167節により控除される各月の減価償却費はその額だけ増加するが、このような月の控除額は(第167節で各月に控除すべき許容額を除いて計算された)各月末の緊急設備の償却範囲を超えることは出来ない。

3 5ヶ年特別償却の解釈をめぐる用語の定義

朝鮮戦争時の緊急期間中における一つの問題は前節の法文に定められた5ヶ年特別償却を価格算定原価として認めるか否かという議論(Ⅱ章4節)を通じて、減価償却概念規定が非常に複雑化し、国防上の諸立法・通達や文献において論争を起す原因ともなったことが挙げられる。このような論争の過程で使われた用語には「正常償却」(Normal Depreciation)「真正償却」(True Depreciation)及び小稿では触れていないが、「加速特別償却」(Accelerated Amortization)がある。

「正常償却」とは平和時の「正常な」(Normal)な状況の下で取得された種類を同じくする設備に対して税法上、正常に(Normally)控除しうる減価償却を意味する。1950年及び51年、Bulletin「F」で定められた「正常償却」率が軍需調達局(Military Procurement Agencies)、協定契約に際しての設備消耗費や価格安定局(The Office of Price Stabilization)による価格統制のための原価尺度として、また公共料金決定の諸委員会における料金率決定に際する原価要素として認められ実際に採用されて来た。この率は多くの人々による特定産業の経験の結果から生じた「典型」ではなく、国防設備の実際の消耗費に適用するには余りにも低いといわれて来た。アメリカ機械連合会(M. A. P. I)は繰り返し「正常償却」により認められた償却費は実際上設備の経済的消耗費よりも少なく、その差額はことに資産の耐用年数の初期に大であると主張した。緊急期間において平和時の「正常償却」を適用することはますますその差を大にするとされている。

このような「正常償却」に対する批判に答えて国防指令(The Defense Directives)に出て来たのが「真正償却」(True Depreciation)である。この概念

は軍需生産者に、生産者として必要な経済的犠牲に対してより十分な補償を行なうため、使用摩滅は当然、不適応、陳腐化などによる価値消耗をも加味したものであると言われているが、実際の適用や「正常償却」との差異解釈については多くの疑問や誤解を招き委員会を悩まして来た。「正常償却」とは区別された「真正償却」という新語を使用しなければならない必要性は「正常償却」が緊急設備に対しては「真正」(True)とは考えられない正常な状況の下で正常に使用される設備について税務計算上、正常に認められる減価償却を包摂する意味で使用されてきたことにある⁴²⁾。この意味で「真正償却」の方が「正常償却」よりもある意味では広範囲を定義している。

これに対して「加速特別償却」はこれらとはまったく異なり、国防経済の下で一般的となって来た異常な状況を前提として加速された真正経済価値(True Economic Value)の消耗尺度を示したものであると言われている⁴³⁾。例えば、「加速特別償却」を論者は次のように言っている。

「加速特別償却はおおまかに言って、設備の耐用年数の初期に償却した額が、その後年に償却した額よりも大となるような一調整方式である。」⁴⁴⁾

「加速特別償却は生産設備の経済的耐用年数の本質的に早期の終結化であり、その他は会計士により認められ、租税目的のために許された通常の減価償却と同じ性格を有する。」⁴⁵⁾

また、II章4節で引用したHardy委員会は「加速特別償却」を経済価値の大体予想しうる価値低下に対する引当金のみならず、償却超過要素として付加的引当金の性格も含まれると述べている。必要証明書が取得原価の全額に対して認められない点も解釈を複雑にした。この非証明額部分は基本的には緊急期間末期の残存価額と考えられるが、これに対しては、特別償却を行なう5年間

42) H. W. Bordner, op. cit., p. 181.

43) G. Terborgh, op. cit., p. 16.

44) G. Terborgh, op. cit., p. 17.

45) R. Schlaifer, J. K. Butters and R. Hunt, "Accelerated Amortization" Harvard Business Rev. vol. XXIX No. 3, May 1951, p. 114.

及びそれ以降の期間に亘って正常償却が行われるものと考えられる。

- * なお本稿の執筆にあたっては、平成10年度私立大学等経常費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費（研究科分）の助成を受けました。